

仕様書

1 委託業務名

譲渡用犬の飼養保管業務委託B（単価契約）

2 業務の目的

岡山市内で狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律又は岡山市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、岡山市が収容し、又は引き取った犬のうち飼い主が不明の犬（以下「譲渡用犬」という。）は新たな飼い主に譲渡を行っている。この譲渡までの間の飼養（グルーミングを含む）・保管業務を委託する。

3 業務の範囲

譲渡用犬の飼養（グルーミングを含む）・保管業務

4 実施場所

受託者が設置する飼養・保管施設

5 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

6 事業の詳細及び実施方法

（1）飼養・保管頭数

①一回に搬入する譲渡用犬の頭数は成犬（生後3か月以上）で2頭以内、または子犬（生後3か月未満）で5頭以内とする。

（2）飼養・保管日数

①1頭の飼養・保管期間は平均200日を目安とし、のべ730日を上限とする。

②グルーミング（全身のシャンプー・乾燥、爪切り、耳掃除、ブラッシング）の実施回数は1頭に対して月に1回程度とし、のべ22回を上限とする。

（3）飼養・保管業務

①受託者は下記のア～ウの項を遵守し業務にあたること。

ア 譲渡用犬の体格、健康状態等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うようにすること。

イ 譲渡用犬の体格、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。

ウ 外部寄生虫の防除、疾病予防、適切な清掃・消毒等施設衛生面の維持に努めること。

エ 岡山市から経口投薬の指示があった個体については、直接又は飼料に混和して摂取させること。また、摂取の確認と記録を行うこと。

オ 搬入後2週間に1回以上グルーミングを行うこと。なお、シャンプーは皮膚病等の疾病にり患している場合は岡山市の指示に従い、指定した薬用のシャンプー等を用いること。

②搬入した譲渡用犬が傷病、または傷病が疑われる場合は指定する様式にて速やかに岡山市に報告すること。

(4) 譲渡用犬の搬入等

①譲渡用犬は事前連絡した後、随時搬入することとする。

②譲渡用犬の搬入を受ける際は立ち会い、当該犬についての報告を受けること。

③譲渡用犬を搬出した後は、寝床、休憩場所（ケージを含む）、運動場の清掃、消毒を実施すること。

(5) 施設、器具機材等

①収容する寝床及び休憩場所（ケージを含む）には常に給水できる機材を設置すること。

②寝床、休憩場所（ケージを含む）、運動場は毎日清掃し、清潔を保つこと。

③施設の清掃状況の確認や施設に修補点が無いか点検を適時行うこと。

④感染症等が発生した場合は施設全体に適切な消毒を施し、使用されていたケージ等の交換を行うこと。

(6) 傷病の発生

①飼養中に感染症が発生した場合は、必要に応じてり患した譲渡用犬の隔離及び施設の消毒を行うこと。

②感染症にり患した譲渡用犬以外で同施設内に保管されていた犬については、必要に応じて経過観察及び検査を実施すること。

③飼養・保管中の受託者の過失によって生じた傷病は速やかに岡山市に報告すること。治療については岡山市の指示に従うこと。

(7) 記録の保管

①譲渡用犬を搬入した日を1日目とし、搬出の日までの間の預託日数を記録すること。

②譲渡用犬の個体ごとに預託日数を記録し保管すること。

③譲渡用犬の個体ごとにグルーミング回数を記録し保管すること。

(8) 受託者の条件

①動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第1種動物取扱業のうち保管業の登録を有していること。

②飼養施設には運動設備を有し、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（環境省令第七号、以下「省令」）に定める運動スペース一体型飼養であること。または運動スペース分離型飼養である

場合は寝床、休憩場所と運動スペースが隣接しており、譲渡用犬が容易に移動できる構造であること。

③寝床、休憩場所（ケージを含む）及び運動場は、省令に定める大型犬（目安：ゴールデン・レトリバー（体長62cm、体高57cm））の飼養基準を満たす設備であること。かつ、1頭に1区画とし、同時に2頭の収容が可能であること。

④人に馴れていない犬（いわゆる野犬等）の飼養及び譲渡経験が1年以上ある者であること。

⑤岡山市の指示に従って、飼養中の譲渡用犬に対して人馴れ訓練を行うことのできる岡山市の人馴れ訓練事業のボランティアに登録している者がいること。ただし、法人にあっては、役員若しくは職員にボランティア登録している者がいること。

⑥動物の愛護及び管理に関する法律、化製場等に関する法律の規定により罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

7 本業務の基本的事項

（1）法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び岡山市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係する法令を遵守しなければならない。

（2）経費の負担

岡山市はあらかじめ定めた場合を除き、業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は全て受託者の負担とする。加えて、飼養・保管中の受託者の過失によって生じた傷病の検査、治療の経費は受託者が負担することとする。

（3）秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（4）協議

①本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議のうえ、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。

②岡山市が必要と認めたときは、業務の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。

（5）作業の経過報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め業務を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告

を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

(6) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

(7) その他

- ①受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により岡山市に提出し、確認を行うことができることとする。
- ②受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生
の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。
- ③受託者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市と協議し、その指示に従うこと。